

福岡市公報

平成26年 3月27日 第6098号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	次 一 例	ページ
○福岡市職員定数条例の一部改正（第9号）	3
○福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正（第10号）	3
○福岡市職員の分限に関する条例の一部改正（第11号）	3
○福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例の一部改正（第12号）	4
○福岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第13号）	4
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第14号）	5
○福岡市職員退職手当支給条例の一部改正（第15号）	6
○福岡市債権管理条例（第16号）	13
○福岡城整備基金条例（第17号）	15
○福岡市民生委員定数条例（第18号）	16
○福岡市立母子福祉センター条例の一部改正（第19号）	16
○福岡市立保育所条例の一部改正（第20号）	17
○福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第21号）	17
○福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第22号）	23
○福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部改正（第23号）	38
○福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第24号）	39
○福岡市立老人いこいの家条例の一部改正（第25号）	39
○福岡市介護保険条例の一部改正（第26号）	40
○福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（第27号）	41

○福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（第28号）	45
○地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る重要な財産を定める条例の一部改正（第29号）	50
○福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（第30号）	51
○福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（第31号）	52
○福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部改正（第32号）	52
○福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部改正（第33号）	53
○福岡市建築関係手数料条例の一部改正（第34号）	56
○福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第35号）	56
○福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第36号）	57
○福岡市消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定める条例（第37号）	57
○福岡市危険物の規制等に関する手数料条例の一部改正（第38号）	58
○福岡市火災予防条例の一部改正（第39号）	58
○福岡市立高等学校条例の一部改正（第40号）	59
○福岡市立学校職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正（第41号）	60
○福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第42号）	60
○福岡市立学校給食センター条例の一部改正（第43号）	61
○福岡市いじめ防止対策推進委員会条例（第44号）	62
○福岡市社会教育委員条例（第45号）	63
○福岡市公民館条例の一部改正（第46号）	64
○福岡市立背振少年自然の家条例（第47号）	64
○福岡市海の中道青少年海の家条例（第48号）	70
○福岡市立婦人会館条例を廃止する等の条例（第49号）	76
○法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例（第50号）	77
○町界町名の整理に伴う関係条例の整備に関する条例（第51号）	79
○福岡市国民健康保険条例の一部改正（第52号）	79

条 例

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第9号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5,898人」を「5,961人」に、「576人」を「592人」に改め、同項第2号中「1,218人」を「1,161人」に、「318人」を「317人」に改め、同項第7号中「392人」を「393人」に改め、同項第9号中「1,029人」を「1,031人」に改め、同項中「合計 9,206人」を「合計 9,215人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第10号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「命ずる」を「命じる」に、「割り振る」を「割り振り、又は当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として任命権者が定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振る」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月6日から施行する。

福岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第11号

福岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の分限に関する条例（昭和26年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「その休職を発令した日から引き続き」を削り、同項ただし書を削り、

同条第3項を次のように改める。

3 第6条の規定により復職を命じられた日から1年以内に再び法第28条第2項第1号に該当する場合には、第1項の休職の期間を定めるに当たり、当該復職前の休職期間（この項の規定により通算された休職期間を含む。）を通算する。

第8条を次のように改める。

（降給の効果）

第8条 前条の規定により職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員が現に受けている号給より2号給下位の号給（当該受けている号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第12号

福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例（平成25年福岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年4月分から平成26年3月分までの特別職職員等」を「平成26年4月1日から同日において現に市長の職にある者の退職の日までの間における市長及び副市長」に、「その他の者」を「副市長」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第13号

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「（勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間」を「の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の

正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間に、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び前項」に改め、「給与額に」の次に「正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては」を加え、「100分の175）を」を「100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50をそれぞれ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、勤務条件条例第3条第8項の規定により、あらかじめ同条第4項から第7項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第18条中「乗じたもので除した」を「乗じたものから当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日、日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数を合計した日数に7時間45分（短時間勤務職員等にあつては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間）を乗じたものを減じたもので除して得た」に改める。

第22条の2中第12項を第13項とし、同条第11項中「第7項」を「第8項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、同条第9項中「第11項」を「第12項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項ただし書中「前3項」を「第5項から前項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 臨時的任用職員が、勤務条件条例第3条第8項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた場合には、前項の規定にかかわらず、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

附 則

この条例中第18条の改正規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定は同月6日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第14号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

第11条第3項中「第9条の2第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月6日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は、同月1日から施行する。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第15号

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第9条の3」を「第9条の5」に改める。

第2条の3中「及び第9条」の次に「から第9条の3まで」を加え、「第9条の2」を「第9条の4」に改める。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 前項に規定する者のうち、次条第1項第4号又は第5条第1項第3号若しくは第7号の認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第9条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第4条及び第5条を次のように改める。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 11年以上25年未満の期間勤続し、定年に達したことにより退職した者（福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号）第4条の規定により勤務した後退職した者を含む。以下同じ。）
- (2) 11年未満の期間勤続し、公務外の傷病（その傷病により地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障がい等級に該当する程度の障がいの状態にある場合の当該傷病をいう。以下同じ。）又は死亡により退職した者
- (3) 11年以上25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 11年以上25年未満の期間勤続し、定年前に退職する意思を有する職員の募集（職制の改廃又は勤務公署の移転に係るものを除く。）に応募し、任命権者の認定を受けて退職した者

2 前項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者
- (2) 廃庁又は整理により退職した者
- (3) 定年前に退職する意思を有する職員の募集（職制の改廃又は勤務公署の移転に係るものに限る。）に応募し、任命権者の認定を受けて退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 11年以上勤続し、公務外の傷病又は死亡により退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、前条第1項第4号に規定する募集に応募し、任命権者の認定を受けて退職した者

2 前項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。第4章において同じ。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第6項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第8項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第16条第1項若しくは第18条第1項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員又は第10条第6項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続きいた在職期間

(2) 第10条第6項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

(3) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する公庫等職員としての

引き続いた在職期間

(4) 第11条第2項に規定する場合における公庫等職員としての引き続いた在職期間

(5) 前各号に掲げる期間に準じるものとして市長が定める在職期間

第6条及び第7条を次のように改める。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項(第1号及び第4号を除く。)に規定する者のうち、勤続期間が20年以上であり、かつ、定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(公務上の傷病又は死亡による退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第5条第1項第4号に規定する者に対する同項及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10（定年から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から、定年から3年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日の前日までの期間（以下「特例期間」という。）に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第9条中「第7条まで」を「第5条まで」に改め、「（第6条又は第7条の規定に該当する退職をした者にあっては、これらの規定の適用があるものとした場合の給料月額）」を削る。

第9条の3中「第5条に」を「第5条第1項に」に改め、「次の各号に掲げる勤続期間の区分に応じ、」を削り、「第5条」の次に「第5条の2」を加え、同条を第9条の5とする。

第9条の2第1項中「その者の基礎在職期間」の次に「（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 第1号区分 54,150円
- (2) 第2号区分 50,000円
- (3) 第3号区分 45,850円
- (4) 第4号区分 41,700円
- (5) 第5号区分 33,350円
- (6) 第6号区分 25,000円
- (7) 第7号区分 20,850円
- (8) 第8号区分 16,700円

(9) 第9号区分 零

第9条の2第2項を削り、同条第3項中「(前項に規定する基礎在职期間をいう。以下同じ。)」を削り、「同項第2号から第5号まで」を「第5条の2第2項第2号から第5号まで」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「第1項第1号から第4号まで又は第6号」を「第1項第1号から第7号まで又は第9号」に、「同項第5号」を「同項第8号」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条を第9条の4とする。

第9条の次に次の2条を加える。

第9条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第6条及び第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条	第3条から第5条まで	第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条第1項において退職日給料月額に乗じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条の
第9条の2	第5条の2第1項の	第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する同項の

第9条の 2第1号	特定減額 前給料月 額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第1号において特定減額前給料月額に乗じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
第9条の 2第2号	特定減額 前給料月 額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第1号において特定減額前給料月額に乗じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の 2第1項 第2号イ	第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職 日給料月 額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号において退職日給料月額に乗じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条又は第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

附則第4項中「第9条の3」を「第9条の5」に改める。

附則第6項中「又はその者」を「、その者」に、「勤務する」を「勤続する」に、「規則で定めるもの」を「任命権者が市長の承認を得たもの又は第4条第1項第4号の認定を受けて退職した者」に、「第4条」を「同条」に改める。

附則第8項中「、第9条」の次に「から第9条の3まで」を加え、「第9条の3」を「第9条の5」に、「退職日給料月額（第6条又は第7条の規定に該当する退職をした者にあつては、これらの規定の適用があるものとした場合の給料月額）に60を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た」を「第9条から第9条の3までの規定により計算した額を超えるときは、その計算した」に改める。

附則第24項中「給料月額と」を「退職日給料月額と」に改め、同項ただし書中「第9条の3」を「第9条の5」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(基礎在職期間の特例)
- 基礎在職期間の初日がこの条例の施行の日前である者に対するこの条例による改正後の福岡市職員退職手当支給条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正

する条例（平成26年福岡市条例第15号）の施行の日以後の期間に限る。）とする。

（福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第9条の2」を「第9条の4」に、「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第10条第5項」を「第9条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第9条の4第1項及び第10条第5項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 5 公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条，第7条」を「第5条第1項第4号」に、「第10条第5項」を「第9条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第9条の4第1項及び第10条第5項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第5条，第7条」を「第5条第1項第4号」に、「第10条第5項」を「第9条の4第1項」に改める。

福岡市債権管理条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第16号

福岡市債権管理条例

（目的）

- 第1条 この条例は、市の債権の管理に関し、その手続，基準等の必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資する

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者をいう。
- (2) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (3) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法令又は条例等で定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、債権ごとに、名称、金額、債務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）その他規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権については、この限りでない。

(督促、滞納処分、強制執行等)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者（以下「滞納者」という。）があるときは、法令等で定めるところにより、督促しなければならない。

- 2 市長等は、強制徴収債権の滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等で定めるところにより行わなければならない。
- 3 市長等は、非強制徴収債権（自治法第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）の強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等（既に発生した履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。次条において同じ。）の免除については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2から第171条の7までの規定により行わなければならない。

(債権の放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2第1号又は第2号に掲げる措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、当該措置が終了したときにおいても、なお滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 自治令第171条の5の規定による徴収停止をした場合において、当該徴収停止をした日から規則で定める相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (5) 消滅時効に係る時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（滞納者が時効を援用しないと認められる特別な理由があるときを除く。）。

（滞納者に関する情報の利用等）

第8条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を効果的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、その保有する滞納者に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は相互に提供することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等がそれぞれ定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡城整備基金条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第17号

福岡城整備基金条例

（設置）

第1条 福岡を代表する貴重な史跡である福岡城の保存を図り、その整備を推進することにより、本市独自の歴史を活かしたまちづくりに資するため、福岡城整備基金（以下

「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため、基金を処分するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

福岡市民生委員定数条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第18号

福岡市民生委員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、本市における民生委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 前条の定数は、2,430人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市立母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第19号

福岡市立母子福祉センター条例の一部を改正する条例

福岡市立母子福祉センター条例（昭和60年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市立ひとり親家庭支援センター条例

第1条中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に、「応ずる」を「応じる」に、「福岡市立母子福祉センター」を「福岡市立ひとり親家庭支援センター」に改める。

第3条第1号中「母子家庭の母」を「ひとり親家庭の母又は父」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第20号

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例

福岡市立保育所条例（昭和39年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。
別表福岡市立内野保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第21号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第12条－第56条）」を

「第4節 運営に関する基準（第12条－第56条）」

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条の2－第56条の8）」に、「第4節 運営に関する基準（第71条－第73条）」を

「第4節 運営に関する基準（第71条―第73条）

に改める。

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第73条の2―第73条の4）」

第2条第12号中「指定保育所等訪問支援の事業」の次に「並びに福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、指定障がい福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障がい福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障がい福祉サービス等基準条例第163条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障がい福祉サービス等基準条例第174条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障がい福祉サービス等基準条例第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業」を、「行う事業所」の次に「（指定障がい福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第2章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第56条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
ア 障がい児の数が10までのもの 2以上
イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

（設備）

第56条の3 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第56条の4 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第56条の5 第5条、第8条及び前節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第56条の6 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第66号)第52条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定通所介護(同条例第51条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第52条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の

数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第56条の8 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第40条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第44条第2項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障がい福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規

模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障がい福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第45条第1項に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障がい福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第73条中「第42条まで、第44条から」及び「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第4章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第73条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次条において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
ア 障がい児の数が10までのもの 2以上

イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第73条の3 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第65条、第67条、第71条及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第82条中「多機能型事業所に」を「多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第6条第5項及び第68条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

第84条中「多機能型事業所は」を「多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は」に改め、「(主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所にあつては、5人以上)」を削り、同条に次の4項を加える。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい者が重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、第61条及び第71条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第22号

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第125条）

- 目次中
- 第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）を「第7章 削除」に、
 - 第3節 設備に関する基準（第128条）
 - 第4節 運営に関する基準（第129条－第142条）」

「第4節 運営に関する基準（第200条－第202条）」を

「第4節 運営に関する基準（第200条－第202条）」

- 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及

び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第202条の2・第202条の3）

第2款 人員に関する基準（第202条の4・第202条の5）

第3款 設備に関する基準（第202条の6）

第4款 運営に関する基準（第202条の7－第202条の12）

に、「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第205条・第206条）」を「第15章 削除」に改める。

第2条第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改め、同条第16号中「第54号」の次に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準」に改める。

第5条第2項中「であって常時介護を要する障がい者」を「又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）を「者（以下この章、第202条の2及び第202条の10第2項」に改める。

第81条第1項第2号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第98条第1号中「基準該当生活介護」の次に「とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービス」を加え、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「障がい者」の次に「及び障がい児」を加え、同条第2号中「基準該当生活介護」の次に「とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービス」を、「障がい者」の次に「及び障がい児」を加え、同条第4号中「利用者数」を「利用者の数」に改め、「基準該当生活介護」の次に「とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービス」を、「障がい者」の次に「及び障がい児」を加える。

第101条第1項第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第197条第1項」を「、第197条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」

の次に「又は第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第125条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第196条に規定する指定共同生活援助」を「第196条に規定する指定共同生活援助又は第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に、「指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、「同じ。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に改め、同条第3項第1号中「指定児童デイサービス事業所、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」及び「第197条第1項に規定する」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「指定児童デイサービス、第125条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加え、「指定施設支援（入所によるものを除く。）」を「指定通所支援」に改める。

第102条中「第7条」を「第53条」に改める。

第110条第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第197条第1項に規定する」を削り、「にあっては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ）」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という）に改める。

第112条第1号中「基準該当生活介護」の次に「とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービス」を加え、「利用者」を「障がい者及び障がい児」に改め、同条第2号及び第4号中「利用者」を「障がい者及び障がい児」に改める。

第115条第1項中「及び第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第120条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第158条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練

(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第160条前段中「、第23条」及び「、第132条」を削り、同条後段中「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第132条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と」を削る。

第173条前段中「、第23条」及び「、第132条」を削り、「及び第148条」を「、第148条及び第158条の2」に改め、同条後段中「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第132条中「支給決定障害者が」を「第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」に、「以下この条において同じ。)」が」を「)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」に改める。

第196条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第197条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
第198条を次のように改める。

（管理者）

第198条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第199条を次のように改める。

第199条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点にお

ける入居定員を超えることはできない。

- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービス提供上市長が必要と認める場合は、2人とする。ことができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を1人とする。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第200条を次のように改める。

(入退居)

第200条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第200条の次に次の7条を加える。

(入退居の記録の記載等)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準

額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食材料費
 - (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
 - (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、第202条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第200条の5 サービス管理責任者は、第202条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第200条の6 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の7 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第200条の8 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法

- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第201条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第201条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第201条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第201条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第201条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第201条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第202条中「、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条まで」を「及び第158条の2」に、「第202条において準用する第137条」を「第200条の8」に、「第202条において準用する第131条第1項」を「第200条の3第1項」に、「第202条において準用する第131条第2項」を「第200条の3第2項」に、「第202条において準用する第141条第1項」を「第201条の4第1項」に、「第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第202条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同

生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第202条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第202条の12において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第202条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第202条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第202条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第202条の5 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第202条の6 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第202条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第202条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第202条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第202条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに、文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第202条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配

慮しなければならない。

- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第202条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第200条から第200条の7まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第200条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第200条の3第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の12において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の12において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の12において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第200条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第203条第1項中「福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」を「指定通所支援基準」に、「同条例」を「指定通所支援基準」に改める。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第205条及び第206条 削除

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「により指定共同生活介護の事業等」を「により指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に、「第128条第1項（第199条）を「第199条第1項（第202条の6）」に、「当該共同生活介護の事業等」を「当該指定共同生活援助の事業等」に、「指定共同生活介護の事業等を行う」を「指定共同生活援助の事業等を行う」に改める。

附則第5項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第128条第2項から第7項まで（第199条）を「第199条第2項から第9項まで（第202条の6）」に、「第128条第2項中」を「第199条第2項中」に改める。

附則第6項の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）」に改める。

附則第7項の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同項中「指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第8項の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第142条又は第202条」を「第202条又は第202条の12」に改める。

附則第9項中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第10項中「指定共同生活援助事業者」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を、「限る」の次に「。以下「指定共同生活援助事業者等」という」を加え、「第128条第1項（第199条）を「第199条第1項（第202条の6）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第11項の見出し中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「行っていた」を「行っている」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第126条第1項第2号」を「第197条第1項第2号」に改める。

附則第12項の前の見出し中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「経過的居宅介護利用型指定

共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「第142条」を「第200条の6第3項及び第202条」に改め、「及び第135条第3項」を削る。

附則第13項中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第142条」を「第202条」に、「第134条各号」を「第200条の5各号」に改める。

附則第14項の前の見出し及び同項から第17項までを削る。

附則第18項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第128条第6項及び第7項（これらの規定を第199条）」を「第199条第7項及び第8項（これらの規定を第202条の6）」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第19項の前の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「第135条第3項」を「第200条の6第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第20項中「第135条第3項」を「第200条の6第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第21項中「第126条第1項第2号イ」を「第197条第1項第2号イ」に、「附則第19項又は附則第20項」を「附則第15項又は附則第16項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第22項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第128条（第199条）」を「第199条（第202条の6）」に、「第128条第6項」を「第199条第7項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第23項から第27項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第98条第1号の改正規定（「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める部分に限る。）、第101条第3項第1号アの改正規定（「指定施設支援（入所によるものを除く。）」を「指定通所支援」に改める部分に限る。）及び附則第4項の改正規定（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める部分

に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「旧指定障がい福祉サービス基準」という。)第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障がい福祉サービス基準第205条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、この条例による改正後の福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下「新指定障がい福祉サービス基準」という。)第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧指定障がい福祉サービス基準第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障がい福祉サービス基準第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障がい福祉サービス基準第202条の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 5 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障がい福祉サービス基準第202条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第23号

福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第24号

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第60条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第90条第3項中「第53条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第53条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第25号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例(昭和51年福岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表福岡市立今宿老人いこいの家の項中「今宿上ノ原字久保ノ上」を「今宿青木」に改

め、同表に次のように加える。

福岡市立舞鶴老人いこいの家	福岡市中央区舞鶴二丁目
福岡市立小田部老人いこいの家	福岡市早良区小田部六丁目
福岡市立老岐老人いこいの家	福岡市西区拾六町団地

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第26号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 介護認定審査会（第7条・第8条）」を

「第3章 介護認定審査会（第7条・第8条）
第3章の2 地域包括支援センター（第8条の2）」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域包括支援センター

第8条の2 法第115条の46第4項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センターは、第3号アからウまでに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- (2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。
- (3) 一の地域包括支援センターが担当する区域に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次のとおりとする。ただし、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上であって、市長が地域包括支援センターの運営上支障がないと認める場合は、規則で定める員数とする。

- ア 保健師その他これに準じる者 1
イ 社会福祉士その他これに準じる者 1
ウ 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準じる者 1
附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第27号

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
第2章 基本方針（第4条）
第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
第4章 運営に関する基準（第7条―第15条）
第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第16条）
第6章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。

第2章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

きるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 介護支援専門員に関し必要な基準は、規則で定める。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を

交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならぬ。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第9条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第10条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章及びこの条例に基づく規則の規定（指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(設備及び備品等)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(秘密保持)

第12条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第14条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（暴力団員等の排除）

第15条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第16条 第2章、第3章及び前章（第13条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号」を「福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第3項」に改める。

(1) 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）第13条第3項第3号

(2) 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）第15条第3項

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第28号

福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条－第15条）

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第16条）

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第17条）

第7章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。

第2章 基本方針

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければ

ればならない。

- 2 担当職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第9条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定（指定介

護予防支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定に限る。次条第2項において同じ。)を遵守するよう措置させなければならないこと。

(管理者の責務)

第10条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章並びにこの条例に基づく規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(設備及び備品等)

第11条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(秘密保持)

第12条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第13条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第14条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（暴力団員等の排除）

第15条 指定介護予防支援事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第16条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

第17条 第2章、第3章、第4章（第13条第6項及び第7項を除く。）及び前章の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。

第7章 雑則

第18条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号」を「福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第28号）第12条第3項」に改める。

(1) 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）第12条第3項第3号

(2) 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）第17条第3項

地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第29号

地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る重要な財産を定める条例（平成21年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」という。）の次に「第6条第4項の規定に基づき地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合に処分しなければならないものを定めるとともに、法」を加え、「地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）」を「法人」に改める。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法人の法第42条の2第1項又

は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が10万円以上の財産（その性質上、同条の規定により処分することが不適當なものを除く。）その他市長が定める財産とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第30号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雑則（第38条―第41条）」を「第6章 雑則（第38条―第41条）」に「第7章 罰則（第42条・第43条）」を改める。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (4) 資源物 一度使用され、又は使用されずに排出された物品のうち、再生利用が可能であるものをいう。
- (5) 集団回収 自治会、町内会その他規則で定める団体が、資源循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集及び保管を行うことをいう。

第17条の次に次の2条を加える。

（収集、運搬又は保管の禁止等）

第17条の2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの（以下「家庭系ごみ」という。）の収集、運搬又は保管（以下「収集等」という。）を行ってはならない。

2 集団回収を実施する団体又はその構成員が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、当該団体が資源物を収集し、又は保管する場所として市長に届け出た場所に持ち出された資源物の収集等を行ってはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者に対し、家庭系ごみ又は資源物の収集等を中止すること、当該収集等に係る家庭系ごみ又は資源物の返還その他の必要な措置を採ること、及び家庭系ごみ又は資源物の収集等を行わないことを命じることができる。

（買取りの禁止等）

第17条の3 何人も、前条第1項の規定に違反した収集等に係る家庭系ごみ及び同条第2項の規定に違反した収集等に係る資源物を買取ってはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その違反行為をしてはならない旨の勧告をすることができる。
- 3 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者の名称又は氏名及び違反の内容を、規則で定めるところにより公表することができる。
- 4 第15条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

本則に次の1章を加える。

第7章 罰則

第42条 第17条の2第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、本則に1章を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第31号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第54条第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第62条第1項及び第63条中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第67条第1項及び第78条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第32号

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行条例（平成9年福岡市条例第35号）の一部

を次のように改正する。

第25条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率のうち最も低い貸付利率（当該貸付利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とする。

第27条の次に次の1条を加える。

（繰上徴収）

第27条の2 市長は、第26条第1項の許可を受けた者が徴収金を納期限までに納付しないとき又は納付する見込みがないと認められるときは、納期限の未だ到来していない徴収金であっても、その全部又は一部を繰り上げて徴収することができる。

第30条第1項本文中「100円」を「1,000円」に、「10円」を「100円」に改め、同項ただし書中「100円」を「2,000円」に、「10円」を「1,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の督促を受けた者が指定期限までに督促額を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第33号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「球技場」の次に「多目的グラウンド」を加える。

別表第2中

1室（1日）	1,400円	1室（1日）	プロ野球 チーム	1,500円
			その他	1,400円

1室(1日)	1,600円	を	1室(1日)	プロ野球 チーム	1,700円	に、
				その他	1,600円	
1室(1日)	1,000円		1室(1日)	プロ野球 チーム	1,100円	
				その他	1,000円	
1室(1日)	2,600円		1室(1日)	プロ野球 チーム	2,700円	
				その他	2,600円	
1室(1日)	1,000円		1室(1日)	プロ野球 チーム	1,100円	
				その他	1,000円	
1室(1日)	600円	1室(1日)	プロ野球 チーム	700円		
			その他	600円		
1室(1日)	500円	1室(1日)	プロ野球 チーム	600円		
			その他	500円		
1室(1日)	2,500円	1室(1日)	プロ野球 チーム	2,600円		
			その他	2,500円		
1室(1日)	400円	1室(1日)	プロ野球 チーム	500円		
			その他	400円		

球 技	会 議 室(大)	1室(1日)	1,700円	
	会 議 室(小)	1室(1日)	1,400円	

場 付 属 施 設	ロッカー室	1室(1日)		1,600円	
	更衣・シャワー室	1室(1日)		2,000円	温水シャワーを含む。
	その他の室	1室(1日)		700円	
	温水シャワー	1回		100円	
	照明施設	1回 (1時間以内)		1,500円	

を

球 技 場 付 属 施 設	会議室(大)	1室(1日)	プロサッカーチーム	2,100円	
			その他	1,700円	
	会議室(小)	1室(1日)	プロサッカーチーム	1,500円	
			その他	1,400円	
	ロッカー室	1室(1日)	プロサッカーチーム	1,800円	
			その他	1,600円	
	更衣・シャワー室	1室(1日)	プロサッカーチーム	2,100円	温水シャワーを含む。
			その他	2,000円	
	その他の室	1室(1日)	プロサッカーチーム	800円	
			その他	700円	
温水シャワー	1回		100円		

に

照明施設	1回 (1時間以内)	1,500円	
多目的グラウンド	1回 (2時間以内)	3,200円	

改める。

附 則

この条例中別表第2の改正規定（多目的グラウンドの項に係る部分を除く。）は平成26年4月1日から、第2条第1号の改正規定及び同表の改正規定（多目的グラウンドの項に係る部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第34号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第5備考及び別表第7備考中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第35号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員

には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

第15条第3項中「第9条の2第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月6日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、同月1日から施行する。

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第36号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和49年福岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

第16条第3項中「第9条の2第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月6日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、同月1日から施行する。

福岡市消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第37号

福岡市消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定める条例

（消防長の資格）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項に規定する条例で定める消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
(消防署長の資格)

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第38号

福岡市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市危険物の規制等に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表2の項の(5)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表3の項の(4)中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同項の(5)中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表4の項の(6)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表15の項の(4)中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表17の項の(1)中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第39号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第42条の2第1項中「第2項」を「第3項」に、「第4条」を「第3条の2」に改める。

別表第7の2平成20年消防庁告示第14号（消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件）第2に規定する追加講習の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第42条の2第1項の改正規定中「第2項」を「第3項」に改める部分は公布の日から、「第4条」を「第3条の2」に改める部分は平成26年4月1日から施行する。

福岡市立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第40号

福岡市立高等学校条例の一部を改正する条例

福岡市立高等学校条例（昭和39年福岡市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条第1項中「及び入学金」を「、入学金及び授業料（以下「授業料等」という。）」に改め、同条第2項中「際に」の次に「徴収し、授業料は、毎月その月分を」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めた場合は、授業料の徴収を猶予し、又は翌月以降の授業料を併せて徴収することができる。

第2条第3項及び第4項を削る。

第3条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条中「入学選考料、入学金及び授業料」を「授業料等」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（授業料の免除）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間の授業料を免除することができる。

- (1) 高等学校が、その都合により、月の全てを休校したとき。
- (2) その者が高等学校から許可を受けて留学し、又は休学し、月の全てを欠席したとき。

(3) その者が品行方正かつ学術優秀なものであって、教育委員会が特別の事情があると認めるとき。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 高等学校に入学した者が市外に居住し、かつ、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける場合における授業料の額は、この表の規定にかかわらず、9,900円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において現に在学する者に係る授業料の徴収については、この条例による改正後の福岡市立高等学校条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福岡市立学校職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第41号

福岡市立学校職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「その休職を発令した日から引き続き」を削り、同項ただし書を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 職員が復職した日から1年以内に再び法第28条第2項第1号に該当する場合には、第1項の休職の期間を定めるに当たり、その復職前の休職期間（この項の規定により通算された休職期間を含む。）を通算する。

第7条第2項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第42号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「こえて勤務を命ぜられた」を「超えて勤務することを命じられ、又は勤務条件条例第3条第8項の規定により、あらかじめ同条第4項から第7項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた」に改める。

第7条第2項第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、「日」の次に「又は勤務条件条例第3条第8項の規定により半日勤務時間を割り振ることをやめる日若しくは当該半日勤務時間を割り振る日」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月6日から施行する。

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第43号

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

福岡市立学校給食センター条例（昭和47年福岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「福岡市立中学校」を「福岡市立の中学校及び特別支援学校（教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）」に、「行なう」を「行う」に、「福岡市立学校給食センター」を「学校給食センター」に、「福岡市中央区那の津四丁目」を「次のとおり」に改め、同項に次の表を加える。

名 称	位 置
福岡市立学校給食センター	福岡市中央区那の津四丁目
福岡市立第1給食センター	福岡市博多区東平尾一丁目

第1条第2項中「センター」を「福岡市立学校給食センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「中学校給食」を「中学校及び特別支援学校の学校給食」に改め、同条第2号中「食かん」を「食缶」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「中学校給食」を「中学校及び特別支援学校の学校給食」に改める。

第3条中「所長」の次に「又はセンター長」を加える。

別表柳瀬支所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定（「福

岡市立中学校」を「福岡市立の中学校及び特別支援学校（教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）」に、「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市いじめ防止対策推進委員会条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第44号

福岡市いじめ防止対策推進委員会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、本市が設置する学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として、福岡市いじめ防止対策推進委員会（以下「対策推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 対策推進委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための有効な対策を検討するため専門的知見から審議し、その結果を教育委員会に答申すること。
- （2）本市が設置する学校において発生したいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係の調整などにより問題の解決を図ること。
- （3）法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第3条 対策推進委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前条第3号の調査を行うため必要があるときは、対策推進委員会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、第2条第3号の調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 対策推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 対策推進委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策推進委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 対策推進委員会は、専門の事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 対策推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、対策推進委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市社会教育委員条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第45号

福岡市社会教育委員条例

福岡市社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和25年福岡市条例第42号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成26年8月1日までとする。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第46号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例(昭和39年福岡市条例第91号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡市老岐公民館の項中「拾六町三丁目」を「拾六町団地」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

福岡市立背振少年自然の家条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第47号

福岡市立背振少年自然の家条例

福岡市立背振少年自然の家条例(昭和59年福岡市条例第38号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図るため、福岡市立背振少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を福岡市早良区大字板屋に設置する。

(事業)

第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

(1) 宿泊を伴う集団生活に関すること。

(2) 自然観察、自然探究その他自然に親しむ学習活動に関すること。

(3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、少年自然の家の設置の目的達成に必要なこと。

(施設)

第3条 少年自然の家に研修室、実習室、プレイホールその他の施設を置く。

(利用者の範囲)

第4条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒の団体

(2) 青少年団体

(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を主たる構成員とする団体(前2号に掲げる団体を除く。)

(4) 前3号に掲げる団体の指導者又は引率者

(5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその保護者により構成された団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(利用の許可)

第5条 少年自然の家を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可(以下「利用の許可」という。)に際して、少年自然の家の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、少年自然の家の利用を拒み、又は利用の許可をせず、既にした利用の許可を取り消し、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 利用の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が少年自然の家の設置の目的に反する利用をしたとき、又は許可利用者(利用の許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。)にそのおそれがあるとき。

(2) 許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障があるとき、又はそのおそれがあるとき。

2 前項の措置によって許可利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 許可利用者は、少年自然の家を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の制限)

第8条 少年自然の家において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 営利の目的をもって施設を使用し、又は営利行為を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障を及ぼすおそれのある行為として市長が定めるもの

2 第5条第2項、第6条第1項（少年自然の家の利用を拒むことに係る部分を除く。）及び第2項並びに前条の規定は、前項の許可について準用する。
（行為の禁止）

第9条 少年自然の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用すること。
- (2) 少年自然の家の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損すること。
- (3) 植物をみだりに伐採し、又は損傷すること。
- (4) 鳥獣等のみだりに捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 所定の場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 所定の場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は駐車すること。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障を及ぼすおそれのある行為として市長が定めるもの

（措置命令）

第10条 市長は、公益上又は管理上必要があると認めるときは、許可利用者に対し、一定の行為の実施又は禁止その他必要な措置を命じることができる。

（損害賠償）

第11条 許可利用者がその責めに帰すべき理由により、少年自然の家の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、少年自然の家の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う少年自然の家の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 第8条に規定する行為の制限に関する業務

- (5) 少年自然の家の施設，附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める業務
(利用料金)

第13条 許利用者からは，次の各号に掲げる利用の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額の範囲内において，指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。ただし，学校教育法に規定する小学校，中学校，中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部が，学校教育の一環として教育課程に位置付けて利用する場合は，この限りでない。

- (1) 少年自然の家の利用（次号に規定する施設の利用を除く。） 別表第1に定める額
 - (2) 研修室，実習室及びプレイホールの利用 別表第2に定める額
- 2 指定管理者は，利用料金の額を定める場合は，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも，また同様とする。
- 3 市長は，前項の承認をしたときは，速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
- 4 利用料金は，指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は，特別の理由があると認めるときは，利用料金を減額し，又は免除することができる。

（指定管理者の指定）

第14条 市長は，少年自然の家の管理を指定管理者に行わせようとするときは，規則で定めるところにより，指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし，少年自然の家の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は，この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請しなければならない。
- 3 市長は，前項の規定による申請があったときは，次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 少年自然の家の効用を十分に発揮させるとともに，その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 少年自然の家の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める基準

（指定等の告示）

第15条 市長は，指定管理者の指定をしたときは，速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも，また同様とする。

（指定の取消し等）

第16条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第14条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるとき。

2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従つて適正に少年自然の家の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった少年自然の家の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、少年自然の家の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第19条 第12条第1項の規定により少年自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、同条第2項及び第6条第1項（これらの規定を第8条第2項において準用する場合を含む。）並びに第8条第1項（第3号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、附則第5項及び第6項、別表第1並びに別表第2の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による全部改正前の福岡市立背振少年自然の家条例

の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による全部改正後の福岡市立背振少年自然の家条例（次項において「改正後の条例」という。）の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（施行日前における利用料金の額の承認等）

- 3 指定管理者は、第13条の規定の施行の前日においても、同日以後の少年自然の家の利用に係る利用料金の額について、改正後の条例第13条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
（指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い）
- 5 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合には、指定管理者が不在等となった日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。
- 6 市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1

区 分		単 位	金 額
日帰り利用	大 人	1人1日につき	340 ^円
	小 人	1人1日につき	170
宿泊利用	大 人	1人1泊につき	1,360
	小 人	1人1泊につき	680

備考

- 1 この表において、「小人」とは第4条第1号に規定する学校在学する者又は当該者以外の者であって6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 2 大人及び小人以外の者は、無料とする。
- 3 連続した2泊以上の宿泊利用をする場合の額は、この表に定める額に、2泊目以降1泊につき当該額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。
- 4 第4条第1項第6号に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割

増しの額とする。

別表第2

区 分	単 位	金 額
研修室	1 時間につき	円 150
実習室		220
プレイホール		790

備考

- 1 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けてこの表に定める利用時間の単位を変更する場合の変更後の当該単位ごとの額は、この表に定める額に変更後の当該単位の時間数を乗じて得た額とする。
- 2 第4条第1項第6号に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

福岡市海の中道青少年海の家条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第48号

福岡市海の中道青少年海の家条例

福岡市海の中道青少年海の家条例（平成元年福岡市条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図るため、海の中道海浜公園の公園施設である海の中道青少年海の家（以下「青少年海の家」という。）を福岡市東区大字西戸崎に設置する。

（事業）

第2条 青少年海の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊を伴う集団生活に関すること。
- (2) 自然観察、自然探究その他自然に親しむ学習活動に関すること。
- (3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年海の家を設置の目的達成に必要なこと。

（施設）

第3条 青少年海の家に研修室、多目的室、オリエンテーションホール、プレイホールその他の施設を置く。

（利用者の範囲）

第4条 青少年海の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒の団体
- (2) 青少年団体
- (3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を主たる構成員とする団体（前2号に掲げる団体を除く。）
- (4) 前3号に掲げる団体の指導者又は引率者
- (5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその保護者により構成された団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者（利用の許可）

第5条 青少年海の家を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 市長は、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際して、青少年海の家の上必要な条件を付すことができる。（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、青少年海の家の利用を拒み、又は利用の許可をせず、既にした利用の許可を取り消し、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が青少年海の家を設置の目的に反する利用をしたとき、又は許可利用者（利用の許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年海の家の上支障があるとき、又はそのおそれがあるとき。

- 2 前項の措置によって許可利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。（権利の譲渡等の禁止）

第7条 許可利用者は、青少年海の家を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の制限）

第8条 青少年海の家において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) 営利の目的をもって施設を使用し、又は営利行為を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年海の家管理上支障を及ぼすおそれのある行為として市長が定めるもの

2 第5条第2項、第6条第1項（青少年海の家利用を拒むことに係る部分を除く。）及び第2項並びに前条の規定は、前項の許可について準用する。

（行為の禁止）

第9条 青少年海の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気を使用すること。

(2) 青少年海の家施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損すること。

(3) 植物をみだりに伐採し、又は損傷すること。

(4) 鳥獣等をみだりに捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 所定の場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。

(6) 所定の場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は駐車すること。

(7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、青少年海の家管理上支障を及ぼすおそれのある行為として市長が定めるもの

（措置命令）

第10条 市長は、公益上又は管理上必要があると認めるときは、許可利用者に対し、一定の行為の実施又は禁止その他必要な措置を命じることができる。

（損害賠償）

第11条 許可利用者がその責めに帰すべき理由により、青少年海の家施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、青少年海の家管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う青少年海の家管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条に規定する利用の許可に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

(4) 第8条に規定する行為の制限に関する業務

(5) 青少年海の家施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金）

第13条 許可利用者からは、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。ただし、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部が、学校教育の一環として教育課程に位置付けて利用する場合は、この限りでない。

- (1) 青少年海の家の利用（次号に規定する施設の利用を除く。） 別表第1に定める額
- (2) 研修室、多目的室、オリエンテーションホール及びプレイホールの利用 別表第2に定める額
- 2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者の指定）

第14条 市長は、青少年海の家を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、青少年海の家を管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 青少年海の家を効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 青少年海の家を管理するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

（指定等の告示）

第15条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

（指定の取消し等）

第16条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又

は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

- (2) 第14条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に青少年海の家管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった青少年海の家施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、青少年海の家施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第19条 第12条第1項の規定により青少年海の家管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、同条第2項及び第6条第1項（これらの規定を第8条第2項において準用する場合を含む。）並びに第8条第1項（第3号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、附則第5項及び第6項、別表第1並びに別表第2の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による全部改正前の福岡市海の中道青少年海の家条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による全部改正後の福岡市海の中道青少年海の家条例（次項において「改正後の条例」という。）の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(施行日前における利用料金の額の承認等)

- 3 指定管理者は、第13条の規定の施行の日前においても、同日以後の青少年海の家の利用に係る利用料金の額について、改正後の条例第13条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)
- 5 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合には、指定管理者が不在等となった日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。
- 6 市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1

区 分		単 位	金 額
日帰り利用	大 人	1人1日につき	円 340
	小 人	1人1日につき	170
宿泊利用	大 人	1人1泊につき	1,360
	小 人	1人1泊につき	680

備考

- 1 この表において、「小人」とは第4条第1号に規定する学校に在学する者又は当該者以外の者であって6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 2 大人及び小人以外の者は、無料とする。
- 3 連続した2泊以上の宿泊利用をする場合の額は、この表に定める額に、2泊目以降1泊につき当該額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。
- 4 第4条第1項第6号に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

別表第2

区 分	単 位	金 額
研修室	1時間につき	円 200
多目的室		120
オリエンテーションホール		290
プレイホール		790

備考

- 1 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けてこの表に定める利用時間の単位を変更する場合の変更後の当該単位ごとの額は、この表に定める額に変更後の当該単位の時間数を乗じて得た額とする。
- 2 第4条第1項第6号に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

福岡市立婦人会館条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第49号

福岡市立婦人会館条例を廃止する等の条例

(福岡市立婦人会館条例の廃止)

第1条 福岡市立婦人会館条例(昭和51年福岡市条例第44号)は、廃止する。

(福岡市健康づくりサポートセンター条例の一部改正)

第2条 福岡市健康づくりサポートセンター条例(平成6年福岡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「コミュニティプラザ」の次に「、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室、和室」を加える。

第4条第1項中「及びコミュニティプラザ」を「、コミュニティプラザ、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室及び和室」に改める。

別表第2 2 コミュニティプラザ使用料の表の次に次の1表を加える。

3 研修室等使用料

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

研修室 A	円 1,200	円 2,250	円 2,150	円 3,200	円 4,100	円 4,800
研修室 B	500	950	850	1,300	1,700	2,000
研修室 C	500	950	850	1,300	1,700	2,000
研修室 D	500	950	850	1,300	1,700	2,000
視聴覚室 A	850	1,600	1,500	2,300	2,950	3,450
視聴覚室 B	600	1,200	1,150	1,700	2,200	2,600
調理実習室	1,350	2,800	2,600	3,950	5,100	5,900
実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
和室 A	450	800	700	1,000	1,200	1,600
和室 B	400	600	550	800	1,100	1,300
和室 C	450	1,000	900	1,350	1,600	1,950

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(施行日前における利用の許可等)

- 2 前項の規定に基づく規則が公布されたときは、第2条の規定の施行の日前においても、同日以後の研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室及び和室の専用的利用について、同条の規定による改正後の福岡市健康づくりサポートセンター条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年 3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第50号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(福岡市保健福祉審議会条例の一部改正)

第2条 福岡市保健福祉審議会条例(平成19年福岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第9条」を「第8条及び第9条第2項」に改める。

(福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(1) 福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第55号)第47条第1項

(2) 福岡市立心身障がい福祉センター条例(昭和54年福岡市条例第16号)第2条第8号

(3) 福岡市立療育センター条例(平成14年福岡市条例第13号)第2条第5号

(4) 福岡市立医療型児童発達支援センター条例(昭和48年福岡市条例第15号)第2条第3号

(5) 福岡市立児童発達支援センター条例(昭和48年福岡市条例第16号)第2条第3号

(福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例の一部改正)

第4条 福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例(平成20年福岡市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第5条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成19年福岡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の4第2項」を「第21条第2項」に改める。

第2条第2項中「第22条の3」を「第20条」に改める。

(福岡市営住宅条例の一部改正)

第6条 福岡市営住宅条例(平成9年福岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第21条の」を「第30条の」に改め、同項第2号カ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条から第5条までの規定

は、平成26年4月1日から施行する。

町界町名の整理に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第51号

町界町名の整理に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市地域交流センター条例の一部改正)

第1条 福岡市地域交流センター条例(平成11年福岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の表福岡市西部地域交流センターの項中「大字女原」を「西都二丁目」に改める。

(福岡市総合図書館条例の一部改正)

第2条 福岡市総合図書館条例(平成8年福岡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡市西部図書館の項中「大字女原」を「西都二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第52号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例(昭和34年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条の5の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第14条の10中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条の2第1項第2号中「第29条の7第5項第1号」を「第29条の7第5項第3号」に改め、「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「第29条の7第5項第4号」を「第29条の7第5項第3号ハ」に改め、同条第5項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第6項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第18条の2第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。